

空き店舗・空き家を活用した出店に対する補助

市では、まちなかなどに小売店や飲食店などを新規に開店する事業者の方に、経費の一部を補助しています。

対象者 小売業、飲食業、理容業、美容業など

対象店舗 次のすべてを満たす店舗

- 市内のJR各駅からおおむね半径1kmの範囲内にあること
- 1階部分を店舗として利用すること
- 3か月以上営業していない空き店舗または入居者のいない空き家であること
- 令和2年1月1日から令和2年12月31日までに開店すること

対象経費 次の①②の合計の1/3 *千円未満切り捨て

①改装工事費

原則、市内事業者が請け負うものに限る

②備品購入費

長期にわたり使用できる物品の購入費

上限額

店舗面積が30㎡以下である場合 50万円

店舗面積が30㎡を超えている場合 100万円

申請期間 12月28日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)

問合せ 商工振興課 内線487

制度利用者の声

初期費用が減って本当に
助かりました

ラーメン屋 弘

店主 高橋 弘さん・若菜さん夫妻



知り合いや、商工会議所などから、この制度について教えてもらい、空いていたこの店舗で、夢だったラーメン店を開業することができました。

開業にあたり、カウンターや厨房機器・設備、電気設備など、あらゆる部分を改装しました。この制度で初期費用を減らし、その分を仕入れに回すことができ本当に助かりました。私も、開業を考えている友人などに制度を紹介したいです。

今は、このような状況で大変ではありますが、コロナに負けず、「店舗のあるこの通りを、そして、ひたちのまちを明るくしていきたい」という思いで、これからも頑張ります。

子どもを守る 禁煙チャレンジ助成金

未来を担う子どもたちを受動喫煙から守るために、禁煙外来治療費の一部を助成します。

助成対象者 次のすべてに該当する市民の方

■ 18歳以下の子どもまたは妊婦と同居し、禁煙を希望している ■ 令和2年4月1日以降に禁煙外来治療を開始し、治療を終了した ■ 本事業の助成金の交付を受けたことがない *治療を自己中断した場合は、助成の対象外となるため、状況を医療機関に確認することがあります。

助成額 上限 10,000 円（禁煙外来治療に要した自己負担額の2分の1） *後日、指定の口座に振り込みます。

助成対象医療機関（20 か所） * 日立市健康カレンダーおよび市のホームページに掲載しています。

申請方法 禁煙治療終了後、申請書（健康づくり推進課の窓口にあるほか、市のホームページからダウンロードできます）に次の書類を添えて、直接か郵送で、健康づくり推進課 〒317-0065 助川町1-15-15 TEL 21-3300 IP 050-5528-5180 へ

- 禁煙外来に要した医療費及び薬剤費の領収書と明細書
- 申請者名義の口座の通帳の写し
- 母子健康手帳の写し *妊婦と同居している場合

高齢者の方対象 無料の歯科健康診査を実施します！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

とき 9月1日(火)～12月31日(木) * 歯科医療機関の休診日を除く。

対象 茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、以下の生年月日の方

- ① 満 75 歳：昭和 19 年 4 月 1 日～昭和 20 年 3 月 31 日 生まれの方
- ② 満 80 歳：昭和 14 年 4 月 1 日～昭和 15 年 3 月 31 日 生まれの方
- ③ 満 85 歳：昭和 9 年 4 月 1 日～昭和 10 年 3 月 31 日 生まれの方

*対象となる方に8月中旬ごろに案内を送付します（施設など入所者除く）。

健診内容 ■ 問診 ■ 歯・咬合・口腔衛生・口腔乾燥の状態 ■ 歯周組織・粘膜の状況 ■ 口腔機能評価

乳児1か月健康診査・新生児聴覚検査費用助成

乳児1か月健康診査及び新生児聴覚検査の費用を助成をしています。赤ちゃんの健やかな成長のために、健診（検査）を受けましょう。

診査・検査	受診方法
新生児聴覚検査	妊娠届出の際にお渡しした受診票（オレンジ）を病院に提出し、出産後に検査を受けてください。
乳児1か月健康診査	出生届出の際に受診票（水色）をお渡ししますので、健診時に病院に提出し、健診を受けください。

健診（検査）費用の払い戻し制度（償還払い制度）

上記の健診（検査）について、里帰り出産などにより県外の医療機関や助産所で受けた方は、健診（検査）費用を全額支払ったあとで、申請手続きにより費用の払い戻しを受けることができます。

詳しくは健康づくり推進課へお問合せください。

問合せ 健康づくり推進課

TEL 21-3300 IP 050-5528-5180



- 呼吸の異常 ■ 指輪っかテスト ■ 反復唾液嚥下テスト ■ 事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）など

受診場所 茨城県歯科医師会に所属の医療機関のうち、「実施歯科医療機関一覧」に記載されているところ *実施歯科医療機関一覧は、健診の案内と併せて8月中旬ごろに送付します。

申し込み 受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。



受診日までに、受診票内の問診項目を記入の上、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシを持参してください。

問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健資格班 TEL 029-309-1212